

# 外食業のみなさまへ

米トレーサビリティ制度※は既に始まっています。

※米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)

○ 問題が発生した場合などに、流通ルートを速やかに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。



以下の取組が必要ですので、よろしくお願いします。

## 伝票を受領

- ・米穀等を入荷した際には、伝票等(納品書など)を受領するか、取引記録を作成してください。

## 伝票は3年間保存

- ・受領した伝票や作成した記録等は、**3年間**保存してください。
- ・米飯類の譲渡及び譲受けの伝票や記録等は、**3ヶ月間**保存してください。

## 産地情報伝達

- ・米飯類(ご飯、冷凍米飯、包装米飯など)を提供する際には、お米の産地をお客様へ伝えてください。

! 生産者から米・米加工品を取引する事業者に至る流通経路全体での追跡可能性を確保するため伝票等を作成・保存していなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

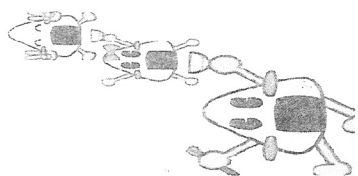
! お客様に適正な産地の伝達を行う必要がある観点から一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、命令に違反した場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

下記の例によって、お客様の目に付く場所に掲示すれば、産地情報伝達になります。

詳細は裏面

-----切り取り線-----

# 米は、 使ったところで 産地が 使います。



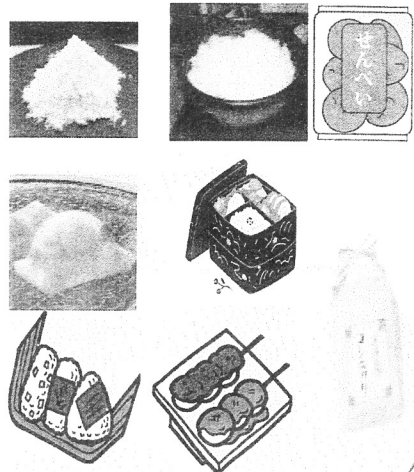
米トレーサビリティ法に基づく表示です。

# 米穀等の譲渡し、譲受けの記録の作成及び保存が必要

実際の取引において取り交わされる伝票等(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、米穀等の譲渡し、譲受けの記録を作成・保存したことになります。

## ○ 対象品目

- 精米、玄米、雑穀ブレンド米 など
- 米粉、もち、だんご、米菓 など
- 米飯類(ご飯、冷凍米飯、包装米飯 など)
- 清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん など



## ○ 伝票等の記載内容

- 品名 (取引上、通常用いている名称)
- 産地(注) (国産、アメリカ産、広島県産 など)
- 数量 (取引上、通常用いている単位)
- 年月日 (搬出搬入した年月日【困難な場合は、受発注日等】)
- 取引先名 (取引先氏名又は名称)
- 搬出搬入場所 (場所が特定する事業所名又は名称)



# 一般消費者への産地情報の伝達が必要

(注)産地については、取引先から伝達された産地情報に基づいてお客様に伝達してください。

### 個別メニューごとに表記

- カレーライス (広島県産米) ・ 680円
- ハヤシライス (国産米) ・ ・ ・ 680円
- 海老グラタン ・ ・ ・ ・ ・ 880円
- 海老ドリア (アメリカ産米) ・ 880円

### メニューに一括して表記

- カレーライス (サラダ付き) ・ 680円
- 海老ドリア ・ ・ ・ ・ ・ 880円
- トンカツ定食 ・ ・ ・ ・ ・ 900円

当店で使用しているお米は、  
全て国内産の米です。

### 店内に産地情報を 掲示

当店で使用して  
いるお米は全て  
国内産の米です。

### 店内に産地情報を知る ことができる方法を掲示

産地情報については、  
店員におたずねください。

当店は国内産の米を使用しています。

産地情報については、  
当店HPに掲載して  
おります。



-----切り取り線-----

## お問合せ先

- 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館6階 農林水産省中国四国農政局広島地域センター  
消費・安全グループ流通監視チーム ☎ 082-228-9552 ☎ 082-228-5827
- 広島市中区基町10-52 広島県農林水産局農業産地推進課 ☎ 082-513-3586 ☎ 082-223-3566

詳しくはこちら

米トレーサビリティ法

検索

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/index.html>